

火薬類許可事業者の報告等の手続について

火薬類に関する手続のうち、火薬類許可事業者の報告等の手続について、記載します。

◆火薬類許可事業者の報告等の手続(手続名をクリックすることで、各手続の案内ページに移動します)

[1 火薬類製造報告](#)

[2 火薬類販売報告](#)

[3 火薬類出納報告](#)

[4 火薬類消費報告](#)

[5 定期自主検査計画届](#)

[6 定期自主検査報告](#)

※以降に記載している手続に必要な添付書類は最低限必要な書類であり、手続内容によっては、その他の書類の提出を求める場合があります。

1 火薬類製造報告

(1)手続の目的

火薬類製造事業者が火薬類の製造量を報告するもの

(2)提出様式

火薬類製造報告書(火薬類取締法施行細則様式第 10 号)

(3)添付書類

なし

2 火薬類販売報告

(1)手続の目的

火薬類販売事業者が火薬類の販売量を報告するもの

(2)提出様式

火薬類販売報告書(火薬類取締法施行細則様式第 12 号)

(3)添付書類

なし

3 火薬類出納報告

(1)手続の目的

火薬庫所有者又は占有者が火薬類の出納量を報告するもの

(2)提出様式

火薬類出納報告書(火薬類取締法施行細則様式第 14 号)

(3)添付書類

なし

4 火薬類消費報告

(1)手続の目的

火薬類消費事業者が火薬類の消費量を報告するもの

(2)提出様式

火薬類消費報告書(火薬類取締法施行細則様式第 16 号)

(3)添付書類

なし

5 定期自主検査計画届

(1)手続の目的

定期自主検査の計画を作成した際に、届出するもの

(2)提出様式

定期自主検査計画届(埼玉県火薬類取締法標準事務処理要領 11-1 号)

- (3)添付書類
なし

6 定期自主検査報告

- (1)手続の目的

定期自主検査を実施した際に、報告するもの

- (2)提出様式

定期自主検査報告書(埼玉県火薬類取締法標準事務処理要領 11-2 号)

- (3)添付書類

実施した定期自主検査の内容がわかる書類